

無期転換ルールの特例

労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています。このルールは、同一の使用主との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換しなければなりません。

ただし、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力の有効な発揮と、活力ある社会の実現を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（以下「有期雇用特別措置法」といいます。）が平成26年11月28日に公布され、平成27年4月1日に施行されています。

この有期雇用特別措置法により、

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者（以下「高度専門職」といいます。）と、
 - ② 定年に達した後引き続いて雇用される有期雇用労働者（以下「継続雇用の高齢者」といいます。）
- について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合に、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されることとなりました。

有期雇用特別措置法の基本的な仕組み

- ① 無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。
- ② 事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
- ③ 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者（高度専門職と継続雇用の高齢者）について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

（注）有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。

特例の適用に必要な雇用管理上の措置に関する計画
平成27年4月1日以降、認定申請を受け付けることが可能ですが、認定を受けることで、それ以前の一定の期間についても特例の対象となります

（注1）通算契約期間の算定は、平成24年労働契約法改正法の施行日である平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象ですので、特例の適用対象も、それ以後に開始する有期労働契約に限られます。

（注2）特例の効果は、事業主が認定を受けた時点がいずれの場合であっても発生します。

具体的には、

- ・高度専門職については、プロジェクトの開始後に認定を受けた場合であっても、プロジェクトの開始前に認定を受けた場合と同様に、特例の効果が発生します。
- ・継続雇用の高齢者については、定年を既に迎えている者を雇用している事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、いずれについても、労働者が既

に無期転換申込権を行使している場合を除きます。

継続雇用の高齢者の特例

通常は、同一の使用主との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主（※）の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

（※）高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主に定年後に引き続いて雇用される場合は、その特殊関係事業主です。

＜補足＞特殊関係事業主について

特殊関係事業主とされるのは、いわゆるグループ会社です。

具体的には、

- ① 元の事業主の子法人等
- ② 元の事業主の親法人等
- ③ 元の事業主の親法人等の子法人等
- ④ 元の事業主の関連法人等
- ⑤ 元の事業主の親法人等の関連法人等です。

（注1）定年を既に迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除きます。

（注2）定年後に同一の事業主に継続雇用され、その後引き続いて特殊関係事業主に雇用される場合は、特例の対象となります。（通算契約期間のカウントについては、同一の使用主ごとになされるため、その特殊関係事業主に雇用された時点から新たに行われます。）

高度専門職の特例（抜粋）

高度専門職には、年収要件と範囲が定められています。

・年収要件

事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に、その事業主から支払われると見込まれる賃金の額を、1年間当たりの賃金の額に換算した額が、1,075万円以上であることが必要です。

・高度専門職の範囲

- ① 博士の学位を有する者
- ② 公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士または弁理士
- ③ ITストラテジスト、システムアナリスト、アクチュアリー
の資格試験に合格している者
- ④ 特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者
- ⑤ 大学卒で5年、短大・高専卒で6年、高卒で7年以上の実務経験を有する農林水産業・鉱工業・機械・電気・建築・土木の技術者、システムエンジニアまたはデザイナー
- ⑥ システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタント
- ⑦ その他、国等が認定し、労働基準局長が認める者